

第十三回国会 通商産業委員会 議 録 第九号

昭和二十七年二月二十一日(木曜日)

午後一時五十四分開議

出席委員

委員長 中村 純一君

理事 多武良三君 理事 中村 幸八君

理事 山手 満男君 理事 今澄 勇君

阿左美廣治君 今泉 貞雄君

江田斗米吉君 小川 平二君

神田 博君 小金 義照君

澁谷雄太郎君 土倉 宗明君

村上 勇君 林 百郎君

出席政府委員

通商産業事務官 永山 時雄君

(大臣官房長) 始關 伊平君

資源庁長官 松田 道夫君

通商産業事務官 吉岡 格君

(資源庁館山局長) 油政課長 專門員 谷崎 明君

專門員 越田 清七君

委員外の出席者

通商産業事務官 吉岡 格君

(資源庁館山局長) 油政課長 專門員 谷崎 明君

專門員 越田 清七君

二月十三日

委員山手満男君辞任につき、その補

欠として大西正男君が議長の名で委

員に選任された。

委員大西正男君及び林百郎君辞任に

つき、その補欠として山手満男君及

び横田甚太郎君が議長の名で委員

に選任された。

同月十五日

委員中村寅太郎君辞任につき、その補

欠として金塚孝君が議長の名で委

員に選任された。

員に選任された。

同月二十一日

委員横田甚太郎君辞任につき、その

補欠として林百郎君が議長の名で

委員に選任された。

同日

山手満男君が理事に補欠当選した。

二月十三日

綾川の電源開発に関する請願(瀬戸

山三男君紹介)(第六八八号)

北陸繊維産業の危機打開策確立に

関する請願(坪川信三君外一名紹介)

(第六九六号)

小林市のアルコール工場存置に関す

る請願(小山長規君紹介)(第七三五

号)

長野県下の新増加受電の優先認可並

びに電気使用制限緩和の請願(小川

平二君紹介)(第七三七七号)

水火力調整金制度撤廃の請願(小川

平二君紹介)(第七三八号)

同月十八日

国際経済会議を中心とする貿易促進

に関する請願(梨木作次郎君紹介)

(第八四四号)

北陸繊維産業の危機打開策確立に

関する請願(梨木作次郎君紹介)(第

八四五号)

輸出振興対策確立に関する請願(江

崎寛澄君紹介)(第八四六号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十八日

中小繊維産業の危機打開策に関する

陳情書(福井県繊維産業危機突破

働者大会代表中島優治外一名)(第五

一四号)

発電機に対する電力措置の陳情書

(長野県議会議長片桐知徒外九名)

(第五一五号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

理事の互選小委員の補欠選任

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命

令に関する件に基く通商産業省関係

諸命令の措置に関する法律案(内閣

提出第一五号)

石油及び可燃性天然ガス資源開発法

案(内閣提出第二二二号)

○中村委員長 これより会議を開きま

す。本日(今日)の日程に入ります前にお諮

りいたします。理事であります山手

満男君が去る二月十三日委員を辞任せ

られたので、山手満男君を理事に補

欠選任したいと存じますが、御異

議ありませんか。

○中村委員長 御異議なければさよう

決します。

○中村委員長 御異議なければさよう

決します。

○中村委員長 御異議なければさよう

決します。

○中村委員長 御異議なければさよう

決します。

○中村委員長 御異議なければさよう

決します。

○中村委員長 御異議なければさよう

決します。

○中村委員長 御異議なければさよう

決します。

員、及び地下資源及び合理化に関する

小委員、及び繊維に関する小委員にそ

れぞれ補欠選任したいと存じます

が、御異議ありませんか。

○中村委員長 御異議なければさよう

決します。

○中村委員長 御異議なければさよう

決します。

○中村委員長 御異議なければさよう

決します。

○中村委員長 御異議なければさよう

決します。

○中村委員長 御異議なければさよう

決します。

○中村委員長 御異議なければさよう

決します。

○中村委員長 御異議なければさよう

決します。

○中村委員長 御異議なければさよう

決します。

○中村委員長 御異議なければさよう

決します。

○中村委員長 御異議なければさよう

決します。

○中村委員長 御異議なければさよう

決します。

○中村委員長 御異議なければさよう

決します。

○中村委員長 御異議なければさよう

決します。

○中村委員長 御異議なければさよう

決します。

○中村委員長 御異議なければさよう

決します。

○中村委員長 御異議なければさよう

容に抵触した行為が出て来たときに初

めて法規違反の問題が生ずるのであり

ます。その場合にはそれらのボツ政令

の定めるところによつて処罰されると

いう道が存しているものであります。

なおこの法律に基きまして廃止する

政令につきましては、罰則まで廃止さ

れるということになりますので、この

点につきましては、法律の六條以下に

それらに経過規定を設けて、罰則の適

用につきましても遺漏のないように措

置してあるというわけでありまして、

○中村委員長 この法律の大体の目安と

してはただいまの御趣旨をもつてよく

わかりませんが、これはやはりこれらの

罰則に関する規定を整備して、ほんと

うは十分これらの問題を監視し得る態

勢に立たないと、法の建前としてはこ

れはまことに片手落ちではないかと思

います。

なおもう一つの点は、財閥の標準使

用禁止を解くことによつて、財閥復活

に関する心理的な影響が現われます

が、われわれはその標準使用という問

題で大きな日本の財閥の復活を恐れる

必要はないと思ひます。だがこの法律

に伴い、政務次官がおられぬのでま

ことに残念ですが、将来日本のそうい

う集中的な復活の形跡が現われる際

は、民主的な日本の今後のあり方の中

で、一体どういふ対策をとられるかと

いう点について御説明を願つておきた

いと思ひます。

○永山政府委員 すでに戦前から存在

しておりました財閥につきましましては、

御承知のような方法ですつかり解体をされまして、現在においてはその跡形がないのでございまして、お話のように今後の問題といたしましては、再び従前のような財閥が出るということ、は、いろいろの關係からいつておもしろくない影響もありますので、その点につきましては、通産省におきまして十分意を用いて参りたいと思ひますが、現在の日本経済の実情から申しますと、御心配のような、こころばらく財閥が発生するだけの基礎なり、余地なりはちよつと考えられないのであります。従つてそうしたおそれのある事態が生じた場合には、その事態に應じた措置をあらためて考えるということが適切であらう、かように考えております。

○今委員 集中排除法並びにアンチ・トラスト法、あるいは今アメリカがやつておりますような資金、資材の集中というものは、日本の現状において心配がないとは言ひ切れなかつた私に思ふのであります。通産關係の大商社の合同、大きな各財閥の事業の合同、その他再び昔のような形に復活する可能性が現実において非常に強いが、これに対する何らの措置もない。ただそういうおそれはないから放任しておくということでは——マークの使用のごときこんなものは枝葉末節で、現在の経済政策並びに日本の今後の独立後のあり方において、そのような集中の弊害が再び現れないというような、何らかの考えが政府にあつてしかるべきだ、かような意見を申し述べ、できればもう一言御答弁を願ひたいと思ひます。

○永山政府委員 現在の経済の実態が富の蓄積を生むだけの組織体でないという点と、それから法規的には御承知の独占禁止法、その他これに対する一応の備えもあるのであります。従つて私どもとしては、格別このために新しい措置をとるというところまで事態は熟していない、かように考えておるのであります。

○林(百)委員 一、二問ほど簡単に質問しておきたいと思ひます。当分の間存続すべきものとして何ら措置をしないものの中に、航空機等に関する措置に関する件とありますが、これは当分存続させておいて将来どうなるつもりか、これを聞いておきたいと思ひます。法令の中にならぬのです。何も処置しない中にあるのです。

○永山政府委員 航空機、兵器の關係につきましては、占領が解かれてしまつたこの法律が効力を発生するという事態のもとにおきましては、別段講和條約の上の制限は御存じのようにございせん。従ひまして、ただちに日本側におきまして航空機なり、兵器の生産をしようというところにならばございまして、いろいろ國際的な事情というものは、考えなければならぬので、一応航空機、兵器關係のポ政令はそのまゝにしてございまして、事態の変遷によつて、その時の事情に應じた措置をあらためてその時に考案することになつたと思ひます。

○林(百)委員 そうすると、将来やはりこれを廃止して新しく航空機に関する法律というものををつくられる考へですか、できれば爆撃機、戦闘機というようなものをおつくりになる考へですか。要するに将来これを廃止して單獨立法される考へですか、その点お聞きいたします。

○永山政府委員 現在のところは、これから先どういふようにするかというだけの具体的な案はまだございっておりません。

○林(百)委員 そうすると、兵器、航空機等の生産制限に関する件も——この前開いたのですが、やはり将来單獨立法される考へですかどうですか。あるいはこの禁止ということ恒久化するつもりがあるかないか、その辺はどう考へてありますか。

○永山政府委員 今後どういふように措置するかというところは、ただいま申し上げました通りまだ何ら考へがございっておりません。

○林(百)委員 そうすると、兵器、航空機等の生産制限に関する件、それから航空機等に関する措置に関する件、こういうようなものの措置はいつきめられるのですか。

○永山政府委員 これらの政令はこの法律が効力を発生いたしましたから六箇月後に効力を失うのでございまして、現在のところは、先ほど申し上げましたように、新しい立法をするかあるいは廃止のものにするか、この辺につきましてはまだ全然考へをきめていないのであります。

○林(百)委員 目下検討中だということ返事がないようです。もう一つは、将来存続すべき命令の中に兵役法に附する件とありますが、この内容は、通産省關係の部分といたすのはどういふことですか。

○永山政府委員 この關係は、兵器等製造事業特別助成法というものが通産省の關係に今あるのでもありますが、これは先ほど今澄委員からお尋ねのような罰則の關係につきまして引続き存続する必要があるもので、その關係だけを規定するという内容でござい

○林(百)委員 罰則に関するどういふ部分を存続する必要があるのですか。

○永山政府委員 この法律施行の日、つまり兵器等製造事業特別助成法廃止の日でございまして、ただ罰則の適用については、以前になした行為に対する罰則の適用を必要といたしますので、その罰則だけは生かしておく。従前に法規違反をいたしました行為が今後発見された場合に罰則の適用をするという意味でござい

むるのであります。以上の見地から私
はこの法案に對しまして賛成するもの
でございます。

○中村委員長 次は林百郎君。

○林(百)委員 私は本法案に對して共
産黨を代表して反對の意見を申し述べ
ます。反對の理由は、たとえば廢止す
る側を見ますと、先ほど社會黨の今澄
君も言われました通りに、財閥標準の
使用の禁止等に関する政令というよう
なもの、あるいは特定標準の使用の禁
止等に関する政令というようものがあ
りまして、明らかに財閥の復活を企
図するといふ意向がこれによつて明瞭
だと思ふのであります。またただちに
禁止の立法を講ずべき、すなわちこれ
を法律として恒久化すべきところの

「兵器、航空機等ノ生産制限ニ關スル
件」あるいは「特殊用途機械の破壊に
關する政令」、「航空機等ニ關スル措置
ニ關スル件」こういうふうな日本の將
來を平和的に無制限に發展させるとい
う方向に反する、要するにボツダム宣
言の精神に反するやうなことを禁止し
ておる法律については、ただちに恒久
的な立法として立法化されなければな
らぬものが、當分の間存続するといふ
形にしておいて、いずれこの生産制限
あるいは生産を禁止するやうな條件を
とりはずして、兵器、航空機、あるいは
特殊用途機械等の濫用あるいは生産復
活を意圖しておるといふことは明瞭だ
と思ふのであります。このやうな立場
から私は本法案の中に盛りられておる精
神といふものは、ボツダム宣言によつ
て実行されなければならぬ日本の民
主化と、日本の産業の平和的な無制限
な發展という方向に反して、むしろこ
の機会に再び軍需産業を復活し、日本

の財閥を復活して、かつての東條時代
のやうな産業構造に日本の産業構造を
再び改造し、それを恒久化するといふ
意圖を持つておることは、これは自由
黨の再軍備政策とあわせてまつたく明
瞭だと思ふのであります。われわれは
日本の國の平和と獨立をいねがうて
いる立場からいまして、このやうな
軍需産業を復活させ、日本の國の産業
構造を再軍備的に改悪するやうな方向
に立法しようとするこの法案につい
ては斷固反對するものであります。

○中村委員長 これにて討論は終局い
たしました。

これより採決に入ります。本案に賛
成の方の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立多数。よつて本案
は原案の通り可決いたしました。

なおこの際お諮りいたします。ただ
いま議決いたしました議案に關する委
員会の報告書の作成に關しましては、
委員長に御一任願ひたいと存じます
が、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議がなければさよ
うとりはからいます。

○中村委員長 次に石油及び可燃性天
然ガス資源開發法案を議題といたし質
疑を行います。質疑の通告があります
のでこれを許します。山手満男君。

○山手委員 この石油及び可燃性天然
ガス資源開發法案が上程されました機会
に、少し石油のことについて御質問を
し、あわせてこの法案についても御質
問をしてみたいと思ひます。

この石油の問題は、戦争中からずい
ぶんいろいろ問題がありますし、現在

も統制の残つてゐる唯一のものである
といつてもよいくらい特殊な性質のも
のであります。今日一般の餉物油は
大体餉給が見合つてゐることは御承知
の通りであります。ガソリン等につ
きましては通産省と運輸省の間で相当
見方が違つてゐる。運輸省の方はまだ
相當量不足してゐるやうな見方でやつ
て来ておるやうに考へておるのであり
ますけれども、輸入の見通しあるいは
そういう需給關係について、この際御
説明をお願いいたします。

○松田(通)政府委員 ただいまお話
の中で出ましたが、需要數量を安本で
ただいま檢討されておりますが、いろ
いろの見方なりあるいは計算なりによ
つて、数字的に最後の結論に至つて
いないといふふうな私聞いております
が、これは安本の方からお答えするの
が適當かと思ひます。あるいは最近需
要見込數量が確定した案ができておる
かもしませんが、私の今まで聞きた
したところでは、まだはつきりした最
後の結論にオーソライズされたものが
出ていないやうでございます。いずれ
その点はあとで確かめて、もしきまつ
ておれば御報告することもできようか
と思ひます。それから來年度の供給の
問題ですが、ただいま申しましたやう
に、需要數量もどうかといふ点がござ
いますので、その需給率その他もはつ
きりいたしておりません。ただ先般の
閣議できまつたといふふうな聞いてお
りますのは、一—三月、すなわち三
月までは少くとも需給關係から統制を
続けなければならぬ、四月以降のもの
につきましては、ただいま申し上げ
ました需要數量、それから外貨の關
係、さらに申しますならば世界の油の

情勢、これにはもちろんタンカーの問
題その他も入るということから、もう
少し檢討してきめたいといふふうに御
決定になつたと聞いております。

○山手委員 石油の關係でありま
す、非常に余つた製品もあるし、ガソ
リンのやうに非常に不足をし、業界に
おいても困つておる種類の製品もある
のであります。そういういろいろなか
いの中品種による需給のバランスと
いうふうなものについて、どういふ見
方をしておられますか、その点につ
いて御説明をお願いします。

○松田(通)政府委員 潤滑油以下と申
します。潤滑油、パラフィン、その
他は御承知の通り需給關係から見ま
して、百パーセントになるということ
で、これは統制をはずしたことは御承
知の通りでございます。そのほかのも
のにつきましては、今申しましたやう
に、現在のところでは百パーセントに
至つておるものがございせん。今後
の供給狀況と申しますか、これは製品
で入つて来るか、原油で入つて来るか
といふことによりまして、原油がう
んと入つて参りまして、製品輸入が困
難といふことになりまして、原油から
出て来る主として燈油ですが、そうい
うものが余つて来るという問題もある
かと思ひます。それから統制をはずし
ましたもの、潤滑油ですが、これは
御承知のやうに品質のごく上等のもの
はできませんので、これだけは輸入で
ございせん。その品質の比較的低い方
は、値段が下つておるといふふうな聞
いておりますが、これはせいぜい業者
の方々が自分のところの營業上の立場
から生産を落されるなり何なりといふ

ことをお考へになる問題だといふふう
に考へております。

○山手委員 この法案と關係があるの
じやないかと思ふのですが、帝國石油
あたりの方からいろいろ陳情があつ
て、この輸入油を輸入する場合の關稅
の問題が、御承知のやうなことになる
ておりますが、從來この石油の開發
に關係をいたしたいろいろの補助金
と申しますか、補助金を出しておつ
たのであります。その補助金と關稅
との關係というふうなものはどうい
うふうになつておるか、その類なりい
ろいろな關係の御説明をお願いします。

○松田(通)政府委員 國產石油に對しま
する政府の助成の方法といたしまして
は、ただいま御指摘の開發いたしま
する助成金と關稅と二つあるわけでござ
います。直接政府の交付いたしま
す助成金の方につきましては、昨年度
は一億一千万円ございまして、本年度
は大体四千四百万円ばかりございま
す。これは御承知のやうに試験的獎勵
金が主でございまして、そのほかに試
験調査も若干ございまして、石油工業
におきましては、試験をいたしまして
も當る率が非常に少いといふやうな關
係からいたしまして、獎勵いたしま
すために試験します經費の半額程度の
ものを予定いたしております。關稅の
制度とそれからただいま申しました試
験などの獎勵金は、國產石油の保護助
成の方策であるといふ点につきまして
は、大体同じやうなゆえんを持つてお
ります。直接の關係はありませぬ。

御承知のやうに關稅の方は一割の保護
關稅が昨年の國會で可決されたわけで
ございまして、外國の市價の關係、タ

シカの関係等からいたしまして、輸入原油の価格が相当に高いというような関係から、一年間は一割の保護關稅が停止になつておるような次第でございますして、これを今後どうするかという問題につきましては、ただいま慎重に検討しておる次第でございます。

○山手委員 この法案によつてそういう助成金を相当出すことにしよう、その資金は輸入関税をかけることによつて調達して行こう、これは直接には関係ないといへないのでありますが、こういう助成金は大蔵省あたりと折衝の結果を見合せて考慮がなされているのじやないかといううなことを考へておる人も私はあるように聞いておるのであります。今の輸入関税の問題は、一年間延期をされてその期限がまた来るわけですが、資源庁の方としてはどういふふうにお考えになつてゐるか、どういふ方針で臨もうとしておるかお聞きしたいと思ひます。

○始閣政務委員 昨年一割の関税が決定いたしましたので、その施行を一年間停止いたしましたわけでございますが、その当時の状況と今日の状況とを比較いたしましたので、特に関税の停止をやめるといふ必要があるかどうかという点と、一方関税をかけますれば当然石油類の消費者全般に影響があるわけでございますので、そういうたような点を総合的に勘案して結論を出して参りたいということ、ただいま検討いたしておるような次第であります。

○山手委員 この原油の輸入については、非常に高いタンカー代を拂つて輸入しておりまして、その占めるウェイトが非常に高いことに驚くのであります。最近この石油関係の方から

タンカーの建造なんかについてもいろいろ希望が出され、タンカーの建造についても計画されたのでありますけれども、御承知のような造船事情で一向にこれらがちが明かないという事情であります。そこでそれの上に関税なんかが多いたう／＼かかつて来るということになると、私はこれは相当影響するところも大きいのではないかと考える

のでありますが、国内の石油資源を開発する關係で、これに補助金、助成金を出すというふうなことは、これはまことにけつこうでありますし、その保護もしなければいかぬのでありますから、異議はないのであります。その問題と關稅の問題とをあまりにひもつきにしてお考えになつては困る、こういうふうに考えます。あるいはそうではないんじゃないかとも思ひます。が、業界の一部では従来はそこから上つたもので、こういう国内のことにすぐ直結させて補助をするのだというふうな考えを持つておる者もあるように私は思ひますので、はつきりしておいていただきたいと考えます。そこで統制の問題でありますが、前国会來この石油の統制の問題は、參議院でも非常

に問題になったのでありますが、今検討中であるとか、あるいは協議中であるとかいうお話であります。が、総司令部の方の關係なりいろいろな關係もあつて、私は現在のところでは統制の解除はむずかしいのではないかと思ひますが、現在どの程度に折衝をされておりますか、それをお伺ひいたします。

○松田(道)政府委員　私の方で、通産省の方でGHQに交渉するといふのはございませんで、安本がこの問題

でGHQに交渉いたしましたしております。従つて具体的に統廢をどうするかというようなことにつきまして、どの程度まで當つておるのか私詳しく実存じておりません。

○中村委員長 他に御質疑はございませんか——御質疑がなければ、本案に関する質疑は大体において終つたことと考えます。

○中村委員長　次に企業の合理化に関する件について調査を進めたいと存じます。政府から発言の申出があるのでありますが、当該政府委員がそれ／＼予算委員会あるいは参議院等の関係のためにただいま出席困難な状況であります。内容はお手元に資料として配付してあります、先般本委員会において決議をされまして衆議院を通過いたしました企業合理化促進法に基く業種の指定に関する報告をいたす予定になつておつたのであります、いかがいたしましたでしょうか。次会に延期いたしましたようか。——それでは本件は次会に延期をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十五分散会